

特集

暮らしを支える 国民年金

問合せ先
市役所市民窓口
グループ
☎52-1111
(内線216・261)

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。
高齢になったとき、障がいを負ったとき、また、一家の生計維持者が亡くなったときに生活の安定を図ることが目的の公的な制度です。



国民年金は、加入者の種類によって保険料の納付や給付の内容が異なっているために次の3種類に区分されます。

■第1号被保険者

対象 農林漁業、自営業、自由業、無職および20歳以上の学生
納付方法 保険料は各自で納めます。

■第2号被保険者

対象 サラリーマンやOLで、厚生年金や各種共済組合に加入している方
納付方法 給与から源泉徴収され、事業主が加入している制度を通じて支払います。

■第3号被保険者

対象 厚生年金や各種共済組合の加入者に扶養されている配偶者の方
納付方法 配偶者が加入している制度で、拠出金として支払います。

希望すれば加入できる方

60歳になるまでに老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができないうや、受給資格はあるが年金額を満額に近づけたい方は、65歳になるまで任意加入ができます。ただし、老齢基礎年金受給中の方を除きます。
20歳以上60歳未満の方で海外に在住の日本人（納付状況によって

は70歳まで）も加入できます。

※生年月日により65歳以上70歳まで加入できる特例があります。

保険料は忘れずに

保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めます。

老齢基礎年金を受けるためには、この間に免除期間を含め、最低25年以上の保険料の納付が必要です。

第1号被保険者の月額保険料は、1万4,980円（平成24年度）です。

納めることが困難な方は

経済的な理由などで、どうしても納めることが困難な方は申請して認められれば、保険料が免除される制度があります。

受給資格 期間（原則25年以上）に合算されます。
年金額の計算

・ **全額免除**：当該期間の2分の1（平成20年度分までは、「3分の1」）

・ **4分の3免除**：当該期間の8分の5（平成20年度分までは、「2分の1」）

・ **半額免除**：当該期間の4分の3（平成20年度分までは、「3分の2」）

・ **4分の1免除**：当該期間の8分の7（平成20年度分までは、

「6分の5」）が各々年金額に反映されます。

若年者納付猶予は、30歳未満で本人と配偶者の所得が一定額以下、**学生納付特例**は、本人の所得が一定額以下の場合、いずれも申請して認められれば、保険料を後日納付（追納）できる制度があります。

保険料の追納は

免除または猶予された保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます。

その際、免除された当時の保険料に一定の加算額を加えた追納額になります。

「割引前納制度」がお得です

前納制度とは、1年分または半年分をまとめて納付すると、それぞれ年3,190円、730円の割引がある制度です。

また、口座振替による納付を利用する場合には、条件により割引率が変わります。

税金が安くなります

納付した保険料は、全額社会保険料控除の対象となるため、年末調整や確定申告の際に申告すると税金が安くなります。

保険料の領収書は大切に保管してください。